

月報私学

3 2011
VOL.159

日本私立学校振興・共済事業団広報



淡路島のキャンパスで、明日の看護師を夢見て日々研鑽に励んでいます。
写真提供：学校法人 関西看護医療大学（兵庫県淡路市）

CONTENTS

- 平成23年度 私学関係予算（案）の概要…………… 2
- 平成23年度 融資事業のご案内…………… 5
- 連載⑤ 魅力あふれる学校づくりを目指して
 高大一貫教育の深化で魅力創り…………… 7
- 出産費・家族出産費の支給…………… 9
- 平成23年度の掛金率…………… 10
- 採用時の手続き…………… 12
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成二十三年度

私学関係予算(案)の概要

平成二十二年十二月二十四日の閣議で二十三年度政府予算(案)が決定しました。ここでは、文部科学省の私学関係予算として、私学助成関係予算(案)、幼児教育関係予算(案)(私立幼稚園に関する主な予算)、専修学校関係予算(案)の概要を説明します。

私学助成関係予算(案)

私学助成関係予算(案)については、表1のとおりです。

私立大学等の経常費に対する補助については、対前年度一億六、〇〇〇万円減の三、二〇九億二、二〇〇万円となっています。このうち「一般補助」は二、八一億六、九〇〇万円、「特別補助」は三九七億五、三〇〇万円となりました。

「一般補助」では、教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費について引き続き支援するとともに、従来の特別補助の対象となっていた取組のうち、共通的な取組として一般化した活動についても支援を行うとされ、一般補助のウエイトが対前年度約二ポイント増の約八%と拡大し、三年度以来二十年ぶり

に高い比率となっています。

「特別補助」では、新成長戦略を踏まえ、成長分野で雇用に結びつく人材の育成、社会人学生の組織的な受入れへの支援、未来経営戦略支援、授業料減免や学生の経済的支援体制等の充実など、私立大学等のマネジメント改革を伴った組織的な取組の定着を図るとされています。

私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助については、生徒等一人あたりの単価の引き上げ等により一般補助を増額するとともに、授業料減免補助や障がいのある子どもが在園する私立幼稚園への支援や私立幼稚園における預かり保育の拡充など都道府県による経常費助成等に対する国庫補助を引き続き実施することとされ、対前年度三億八、〇〇〇万円増の一、〇〇二億三、〇〇〇万円が計上されています。私立学校の施設・設備の整備費に対する補助については、地震により倒壊の危険性がある学校施設のうち耐震性の低い校舎などを中心とした耐震補強事業を支援するほか、教育研究機能の高度化のための施設・設備整備の推進を図るため、一五六億八、七六三万円

が計上されています。このうち、私立学校施設高度化推進事業費補助(利子助成)については、二十三年度に融資を受ける老朽校舎等の建替え整備事業にかかる学校法人負担利率を二十二年度に引き続き大学等について実質〇・五%、高等学校等について実質一・〇%

に優遇することとなっております。なお、共済業務にかかる事業費(長期給付)補助金及び事務費等補助金として、対前年度七〇億七九六万円増の一、一〇六億八、八四六万円が計上されています。

表1 平成23年度 私学助成関係予算(案)一覽

(単位:百万円)

事項	22年度 予算額	23年度 予算額(案)	比較増 △減額
1. 私立大学等経常費補助金	322,182	320,922	△1,260
◆一般補助	211,968	281,169	69,201
◆特別補助	110,214	39,753	△70,461
2. 私立高等学校等経常費助成費等補助	99,850	100,230	380
◆一般補助	88,532	88,674	142
◆特別補助	8,703	8,925	222
◆特定教育方法支援事業	2,615	2,631	16
3. 私立学校施設・設備の整備の推進	17,003	15,688	△1,315
日本私立学校振興・共済事業団補助	103,680	110,688	7,008
日本私立学校振興・共済事業団貸付事業	90,000	77,000	△13,000
(うち財政融資資金)	(32,600)	(30,700)	(△1,900)

幼児教育関係予算(案)

二十三年度幼児教育関係予算(案)については、表2のとおりです。

幼稚園就園奨励費補助については、保護者の経済的負担の軽減等を図るため、私立幼稚園の補助単価を引き上げ、二億八、五〇〇万円(対前年度比七億六、八〇〇万円増)を計上しています。

また、幼保一体化に向けて、幼稚園等の経営実態について調査・分析を行う「幼稚園・保育所等の経営実態調査」、幼保一体化に関する基準等の研究を行う「幼児教育の改善・充実調査研究」事業及び「幼稚園教育理解推進事業」の実施に必要な経費を計上しています。

私立幼稚園施設整備費補助については、七億七、八〇〇万円を計上し、私立幼稚園施設の耐震化事業などに対応することとしています。また、地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強工事については、引き続き補助率二分の一以内への高上げを行うこととしています。加えて、本年度補正予算においても、耐震化を促進するため、一億円を計上しました。

私立幼稚園に対する経常費助成費等補助については、「預かり保育推進事業」等の充実を図り、三一九億八、三〇〇万円を計上しています。

なお、本年度補正予算において、「安心子ども基金」の実施期限を二十三年度末まで延長するとともに、認定こども園の設置促進を行うために必要な施設整備費等を計上しました。

助成業務

表2 平成23年度 幼児教育関係予算(案)の概要

(単位:百万円)

事項	22年度 予算額	23年度 予算額(案)	比較増 △減額	備考
幼児教育関係予算総額	20,526	21,261	735	
1. 幼稚園就園奨励費補助	20,417	21,185	768	※22年度→23年度
<p>・私立幼稚園の補助単価の引上げ (年額)</p> <p>(H22) (H23(案)) (対前年度比)</p> <p>I 生活保護世帯 220,000円 → 223,200円 (3,200円増)</p> <p>II 市町村民税非課税世帯 190,000円 → 193,200円 (3,200円増) (市町村民税所得割非課税世帯含む)</p> <p>III 市町村民税所得割課税額 (34,500円以下) (年収360万円以下) 106,000円 → 109,200円 (3,200円増)</p> <p>IV 市町村民税所得割課税額 (183,000円以下) (年収680万円以下) 43,600円 → 46,800円 (3,200円増)</p> <p>※私立幼稚園の補助単価(第1子)について掲げている。 ※保育料から補助単価を差し引いた額が保護者の実負担額(保育料の全国平均は303,000円) ※年収は夫婦と子ども2人の場合を参考までに掲げている。</p> <p>・第2子以降の保護者負担の軽減</p> <p>(兄・姉が幼稚園児の場合) 第2子 : [0.5] (半額) 第3子以降 : [0.0] (無償)</p> <p>(兄・姉が小1~小3の場合) 第2子 : [0.75] 第3子以降 : [0.0] (無償)</p> <p>※第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の保護者負担割合</p>				
2. 幼稚園教育内容・方法の改善充実	34	23	△12	・幼稚園教育理解推進事業 34百万円→23百万円
3. 幼児期からの「人間力」向上総合推進プラン	75	53	△22	・幼児教育の改善・充実調査研究 75百万円→36百万円 ・幼稚園・保育所等の経営実態調査(新規) 17百万円
4. 認定こども園設置促進事業【新規】	-	0	0	※平成22年度補正予算において、「安心子ども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成23年度末まで延長。 平成22年度補正予算額:3,213百万円
【参考】				
1. 私立幼稚園施設整備費補助	878	778	△100	※平成22年度補正予算において、100百万円計上済み。 ※公立幼稚園施設整備費については、学校施設環境改善交付金 43,587百万円の内数
2. 私立高等学校等経常費助成費等補助(幼稚園分)	31,722	31,983	261	
(ア) 一般補助	24,372	24,438	66	
(イ) 特別補助	7,350	7,545	195	1. 子育て支援推進経費 4,404百万円→4,502百万円 ・預かり保育推進事業 3,254百万円→3,352百万円 ・幼稚園の子育て支援活動の推進 1,150百万円→1,150百万円
				2. 幼稚園特別支援教育経費 2,946百万円→3,043百万円

注) 百万円未満四捨五入のため差額や合計が一致しない場合があります。

専修学校関係予算(案)

専修学校は、その柔軟で弾力的な制度の特色を生かし、社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、大きな役割を果たしています。

二十三年度専修学校関係予算(案)についても、専修学校制度の特色を生かした各種施策の展開を図るなど、引き続き専修学校教育の振興に努めていくこととしています。

まず、各成長分野における取り組みを先導する産学コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材養成のための新たな学習システムの基盤を整備する「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進」が新たに計上されました。

また、安心して学べる環境の実現に向けた修学支援として、「(独)日本学生支援機構の奨学金事業(専門学校生を含む)」の貸与人員が拡大(約九万人増)されるとともに、「高等学校等就学支援金」(高等専修学校生を含む)が引き続き計上されました。

その他、専修学校の留学生の日本の就職・生活を支援する事業を引き続き計上するとともに、私立専門学校を対象とした教育装置・情報処理関係の設備等に対する補助等について、必要な経費を計上しています。

二十三年度専修学校関係予算(案)における主な事業の概要については表3のとおりとなっています。

表3 平成23年度 専修学校関係予算(案)の概要

(単位:百万円)

事 項	22年度 予算額	23年度 予算額(案)
1. 国家戦略としての人材養成プロジェクト等の推進		
○ 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進【新規】 産学間の連携・取組により、専門人材養成を戦略的に推進していく観点から、各成長分野における取組を先導する産学コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材養成のための新たな学習システムの基盤を整備。	—	87
○ 専修学校留学生総合支援プラン 専門学校における留学生の受入れ拡大を図るため、地域における相談窓口等の設置や、支援情報の提供、日本での就職に際し求められる能力の修得のための学習機会の整備、企業インターンシップの促進など、留学生の就職・生活支援の取組みを総合的に進めるための体制を整備。	133	99
○ 国費外国人留学生制度(専門学校分) 専修学校(専門課程)における国費留学生の計画的受入れを推進。	772	653
2. 安心して学べる環境の実現に向けた修学支援		
○ (独)日本学生支援機構の奨学金事業(専門学校分含む)【拡充】 専門学校生を含め、意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、経済的理由により修学困難な学生等を支援する奨学金事業を充実。 (貸与人員 127万2千人(8万8千人増) 無利子奨学金 35万8千人(9千人増:新規増5千人、前年度までの新規増分の進級に伴う増4千人) 有利子奨学金 91万4千人(7万9千人増:前年度までの新規増分の進級に伴う増のみ)	130,899 の内数	124,091 の内数
○ 高等学校等就学支援金(高等専修学校分含む) 全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、専修学校(高等課程)の生徒については高等学校等就学支援金を支給。 (支給上限額:年額118,800円(低所得世帯には、さらに59,400円~118,800円を加算して支給) 【専修学校(高等課程)生徒数:38,453人(平成22年5月1日現在)】)	154,186 の内数	153,374 の内数
3. 専修学校の教育基盤の整備		
○ 専修学校教育等の運営改善に関する調査指導 専修学校教育の現状及びその振興方策に関する調査・研究協議、情報提供等。	20	10
○ 私立専門学校における教育装置・情報設備等の整備に対する補助 ・専修学校(専門課程)の教育装置・学内LAN装置の整備費について補助 [222百万円]。 ・専修学校(専門課程)の情報処理関係設備の整備費について補助 [764百万円]。	1,090	986
○ 専修学校教員研修事業等補助 財団法人専修学校教育振興会が行う教員研修に対する補助。	10	8

平成二十三年 融資事業のご案内

私学事業団では、私立学校教育の振興を図るため、私立学校の施設整備に要する資金、その他経営に必要な資金の融資を行っています。

本事業団融資は、国の財政融資資金、私立学校教職員共済制度の年金運用資産等を原資とする公的な融資制度です。本事業団融資の特長は次のとおりです。

- ① 長期
- ② 固定金利
- ③ 元金均等返済

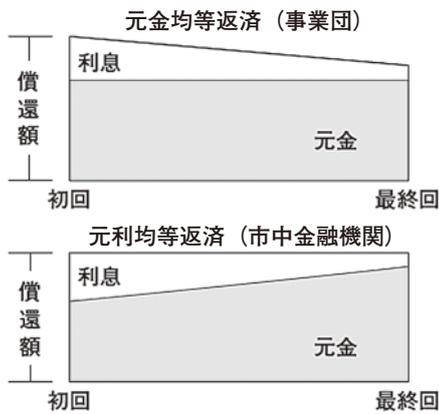
校舎・園舎の建築は概ね二十年以内でお借り入れたこととなります（機器備品は五年半又は十年以内です）。

一般に、市中金融機関に見られる変動金利では、返済完了までの間に金利の見直しがあり、借入時の金利が上昇する可能性もあります。

この点、固定金利であれば、お借り入れの時点で完了までの返済計画を立てることが出来ます。「安心で、安定

感がある返済」が実現できる所以です。左図は、元金均等返済と元利均等返済のイメージです。

学校法人を取り巻く経営環境が大きく変化し、先行きが不透明な時代においては、二十年という期間に不安を感じられる場合もあるかもしれません。借入期間は、二十年以内のほかに、十年以内、六年以内を設定することができますので、ご検討ください。



融資費目ごとの計画額、融資金利等は下記の一覧をご覧ください（融資金利は毎月見直しをします）。

平成23年度 融資事業計画 (案)

融資費目	事業内容	23年度 計画額 (案)	融資金利 (参考) ※	
			20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数2年以内含む)
一般施設費	①校(園)舎、体育館、講堂等の建築事業 ②校地等買収、造成事業	百万円	%	%
	③私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業にかかる施設の整備事業	44,700	1.8	1.2
	④研究高度化関連施設の整備事業		1.5	
	⑤次世代型学校施設の整備事業		1.6	
	⑥温暖化対策のための整備事業		1.6	
	⑦防災(耐震)機能強化の改修事業		1.5	
特別施設費	①寄宿舎、国際交流会館、附属病院等の建築、用地買収事業	30,100	1.9	1.3
	②障がい者の利便をはかるために校舎等を改修する事業		1.5	
災害復旧費	風水害、地震等による災害復旧事業	100	1.1	-
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	1.5	-
教育環境 整備費	①机、椅子、図書等の校教具の購入 ※対象学校は幼稚園、特別支援学校、専修学校	2,000	0.7	5年6か月以内 (うち据置6か月)
	②実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器備品・装置、車両等の購入		1.2	10年以内 (うち据置2年)
	③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		0.9	
	④過疎地の高等学校の経営に必要な資金		0.9	
	⑤経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金		0.7	5年6か月以内 (うち据置6か月)

※1. 融資金利は平成23年3月1日現在のものです。毎月見直しを実施しており、融資実行の際は契約時の金利を適用します。

※2. 一般施設費のうち、6年以内で借る場合の金利は0.9%です。

※3. 一般施設費のうち、沖縄県に所在する学校(専修・各種学校を除く)の施設整備事業の融資金利は1.5%(返済年限22年以内)です。

利子助成制度の概要

九年度以降の事業

前年度に引き続き、老朽施設等（築三十年以上の校舎等又は危険建物と認定された旧耐震基準〔昭和五十六年以前の建物〕の校舎等）の建替え事業に本事業団の融資をご利用になると、十年間にわたり国から利子助成（私立学校施設高度化推進事業費補助）が受けられ、法人の金利負担が軽減されます。

対象

大学院・大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校です。

貸付費目

融資金利は、一般施設費（大学病院については特別施設費）の二十年もの金利が適用されます。

利子助成期間

本事業団の融資を受けた時点から十年間となります。

利子助成による法人負担金利の軽減

本事業団の融資金利が二・六％以下の場合、利子助成により十年間の法人負担金利は大学等又は大学病院（老朽施設等）で〇・五％、高等学校等又は大学病院（老朽施設等以外）で一・〇％になります。

融資金利が二・六％を超える場合、利子助成率は大学等又は大学病院（老朽施設等）二・一％、高等学校等又は

大学病院（老朽施設等以外）一・六％で固定されます。その場合の法人負担金利は、融資金利から大学等又は大学病院（老朽施設等）で二・一％、高等学校等又は大学病院（老朽施設等以外）で一・六％を差し引いたものとなります。

八年度以前の事業

八年度以前に実施された学校施設整備事業のうち融資金利が四％以上で、かつ当該施設を活用した新たな教育方法の改善、研究の高度化のための計画を有する事業に対し、四％との金利差について、国の予算の範囲内で、利子助成が行われます。

利子助成の交付

当該年度の約定利息を本事業団へお支払い後に、文部科学省から交付されます。

老朽校舎等の建替え事業を本事業団融資と利子助成制度が強力にご支援します。

融資要件、事務スケジュール等融資事業の詳細については、左記までお気軽にご相談ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

☎〇三（三三三〇）七八六二～七八六七

Eメール yushi@shigaku.go.jp

利子助成制度の概要

融資金利が一般施設費1.8%、特別施設費1.9%の場合では以下ようになります。

大学等では

融資金利	法人負担利率	利子助成率
1.8%	0.5%	1.3%

高等学校等では

融資金利	法人負担利率	利子助成率
1.8%	1.0%	0.8%

大学病院では
(老朽施設等)

融資金利	法人負担利率	利子助成率
1.9%	0.5%	1.4%

大学病院では
(老朽施設等以外)

融資金利	法人負担利率	利子助成率
1.9%	1.0%	0.9%

※利子助成期間は本事業団の融資を受けた時点から10年間です。

※大学等とは、大学、短期大学及び高等専門学校、高等学校等とは高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び特別支援学校です。

連載 ⑤

魅力あふれる学校づくりを目指して

高大一貫教育の深化で魅力創り
福岡大学 経済学部教授 今泉博国

福岡大学は一昨年創立七十五周年を迎えました。これを機に、施設整備をはじめ、次の百周年につなぐべく様々な取り組みに着手しました。その一つが連携教育の強化です。一〇〇年以上の伝統を誇る女子高（旧九州女子高等学校）との合併が実現し、平成二十二年四月、福岡大学附属若葉高等学校が誕生しました。男子校である福岡大学附属大濠中・高等学校（二十三年度から中学は共学化）とともに両翼の附属校体制となったわけです。

本稿では、私見を交えながら、これらの附属高校との間で進めている取り組みの一端を紹介したいと思います。

1 教育改革への視座

本学は昭和九年に創立された福岡高等商業学校をルーツとして、今日までの七十七年、実学志向の総合大学として九州のみならず関西・関東圏にも多くの人材を輩出している大学です。福岡市西南部、七隈の地に九学部三学科、大学院一〇研究科三三専攻、二万人を超す学生諸君が集い、「九州・沖

縄地区に本社を置く企業の社長の出身大学ランキング」で常に一位にランクされるなど、九州における地域産業の担い手の育成機関として重要な役割を果たしている総合大学です。



24年度オープン予定の福岡大学新中央図書館棟（仮称）

「幅広い職業人を養成する大学」としての社会的評価が定まり、県内の高校を卒業する大学志願者の約四割が本学を受験するなど受験生の認知度・人気度も非常に高いものがあります。しかし、近年、後期中等教育の到達

点と大学における高等教育の出発点とが一致していないためか、学習意欲に乏しく、また勤労観や職業観が未熟な学生も散見されるようになり、本学卒業生を採用した企業から「自由闊達で新しいものにも果敢にチャレンジする福大生の印象が薄れつつある」との指摘も受けるようになっていきます。

本学では、学生諸君が、ディプロマポリシーで謳う①新たな課題を解決する力、②職業生活、社会生活に必要な知的活動を支えるコミュニケーション能力や論理的思考力、③他者と協調して行動でき社会の一員として社会の発展に寄与できる力、これら福大生としての汎用的能力をきちんと修得することができるよう、入学前から卒業後までを視野に入れた体系的な教育プログラムを構築すべく、目下、関係部署が協力しあって準備を進めているところです。そして、そのプログラムの先導的位置を占めるのが附属高校との入学前教育や一貫教育であります。

2 附属大濠高校との入学前教育
IFUステップアップセミナー

二十一年度から、附属大濠高校の推薦入学予定者を対象に、合格決定から入学までの期間（二十二年度は二十三年一月十八日から三月十一日まで）を利用し、「FUステップアップセミナー」を実施しています。

このセミナーの目的は福大生としての「人間力」を向上させることと、大

学生として必要な「基礎学力」を再確認することにあります。

入学前の不安を解消し、高校から大学へスムーズに学習の移行ができるように、様々なプログラムが用意され、大学生活がより充実したものになるような支援が行われています。

主なプログラムの内容として、

- (1) 大学生として必要な国語表現力向上プログラム
- (2) 国際人として必要なTOEICチャレンジプログラム
- (3) 大学生スタートアップ講座
 - ・自己発見セミナー「《未来ノート》でやりたい自分になる！」
 - ・大学生生活支援講習
 - ・学生生活実践ナビ
- ・福大生のためのジェントルマンシップ講習
- (4) ワークショップ（コミュニケーション力養成・論理的思考力養成）
- (5) 大学生に必要なICT入門講座
などがあげられます。

特筆すべきは、質実剛健を伝統とする男子校で育ってきた生徒諸君に、四割近くを女子学生が占める本学での模範的存在となってくれるよう、品格や礼儀を求める講座も組み込まれていることです。

3 附属若葉高校との一貫教育の推進

昨年四月に若葉高校に入学した生徒諸君を対象に七年間の一貫教育プログ

ラムが始まりました。これは、入試制度や偏差値に頼らず生徒一人一人が自分のキャリアプランを考えながら、実りある高校生活を送ることができるようになるため、高校と大学が一体となり、社会が求める人材を育成する教育体制を構築する取り組みで、本学の教育改革の大きな柱として位置付けられています。



附属若葉高校の入学式風景

一昨年十月に決定した高大一貫教育指導概要では、次の六つを掲げ、本学が有するリソースを活用し後期中等教育の充実資する取り組みや、高等学校と連携した将来につながる効果的で一貫したキャリア教育の促進を図ることとしています。

(1) 一貫教育プログラムを提供することにより、大学での高等教育を受ける

にふさわしい人材の育成をはかる。
(2) 若葉フォリオ（修学履歴）を活用し、高校三年間の軌跡を自ら記録し、学習や生活の過程と成果とを自分自身で省察する。目標設定と達成度評価により、人間的成長を図る。



高校時代の全生活を記録する若葉フォリオ

(3) 課題研究をとおして、生きる力としての問題解決能力や大学教育を受けるために必要なディスカッション能力、文章作成能力などを総合的に養成する。

(4) 日常のあらゆる教育活動を通じて、多くの人々と共生・協働するためのコミュニケーション能力を育成する。他の意見を正確に聞き取り、自分の意見を的確に相手に伝える力を養う。

(5) 正課の学習に止まることなく、部活動・生徒会活動・ボランティア活動

など、幅広い教科外活動への積極的参加を促す。

(6) 福大コースにおいては、福岡大学への進学を前提とした、理想的な高等学校教育を実現する幅広い教育を行う。

一貫教育プログラムの円滑な遂行と健全な発展を促進することを目的に設けられたのが、高校側と大学側が一堂に会し協議する一貫教育委員会です。この一年間で八回の会議がもたれ、具体的な案が検討されてきました。一年生に対しては、チームワークとコミュニケーション能力の養成と研究手法を学ぶことに重点を置く課題研究が提示され、実施手順も示されました。

また、副学長による建学の精神や教育研究の理念についての講話をはじめ、九学部の教員による学部学科紹介と模擬講義などが実施されました。

4 学生参加型の教育改革に向けて

筆者らが担当する必修科目では十年近く前から、SA（スチューデント・アシスタント）を採用し、受講生諸君が授業で理解できなかった内容の説明などを行っていただいています。年齢が近い先輩からの指導は学びへのインセンティブを高めるだけでなく、就職・進路相談の格好の相手となるなど、コミュニケーション機能も生まれています。もちろん、指導する学生諸君の人間成長をも高めることとなっているのです。SAは自発的に手を挙げてく

れる学生諸君のいわばボランティア精神に依存するところが大きくあり、ここ数年、積極的に参加してくれる諸君が少なくなっていることもまた事実です。

二十四年には待望の新中央図書館棟（仮称）がオープンします。皆さんに親しまれる図書館づくりで中核になってくれると期待しているのが学生諸君によるピアサポートです。現在、障がいを持つ学生諸君の、例えば、ノートテイクなどの手助けをしてくれる学生グループも生まれてきています。教育活動のあらゆる場面で彼らが果たしてくれる役割はきわめて重要であると考えています。

一貫教育プログラムを通して、自分を知り、大学を知り、福岡大学で学ぶ意味と意義を語ることができ、仲間との協働を意気に感じるができるようしっかりと育てられる生徒諸君は、必ずや本学の教育改革の大きな力となってくれるものと確信しています。二十五年四月には、一貫教育プログラムで「頭と心を鍛えた」第一期生が入学します。期待に叶い、魅力にあふれる教育プログラムを準備して、迎えられるのです。

◆寄稿者紹介◆

今泉 博国（いまいずみひろくに）
平成十五年～十九年入学センター長、二十一年より教務部長。

出産費・家族出産費の支給

直接支払制度を利用すると、私学事業団からの支給上限額四二万円（又は三九万円）までは窓口負担がありません。

引き続き、窓口負担を軽減

平成二十一年十月に導入された「直接支払制度（※1）」が、二十三年度以降も利用できることになりました。この制度を利用すると、出産したときの分娩施設での窓口負担は、本事業団の出産費等の支給額四二万円（又は三九万円）を超えた額となります。

出産費及び家族出産費

四二万円+付加金五万円

（産科医療補償制度の対象分娩（※2）でないときは三九万円+付加金五万円）

資格喪失後に出産したとき

加入期間が一年以上あり、資格喪失後六か月以内に出産したときも直接支払制度を利用できます。

手続き

「私学事業団の資格喪失後の出産費を受ける権利がある旨」の証明書を分娩施設に提出してください。

「資格喪失後出産費の受給資格証明書発行依頼書」（用紙は私学共済事業ホームページからダウンロードできます）で本事業団へ申請してください。資格喪失後の給付の場合は、付加金は支給されません。詳しくは、本事業団へお問い合わせください。

※1 直接支払制度

本事業団が、請求と受け取りを委任された分娩施設へ出産費等を直接支払う制度です。

（注）一部の分娩施設では、この制度を利用できない場合があります。

※2 産科医療補償制度の対象分娩

出産にかかる診療等の事故により、出生した子が重度の身体障害となったときに、補償等が行われる制度に加入したときの出産（在胎週数二十二週以上が対象）。

※3 受取代理制度

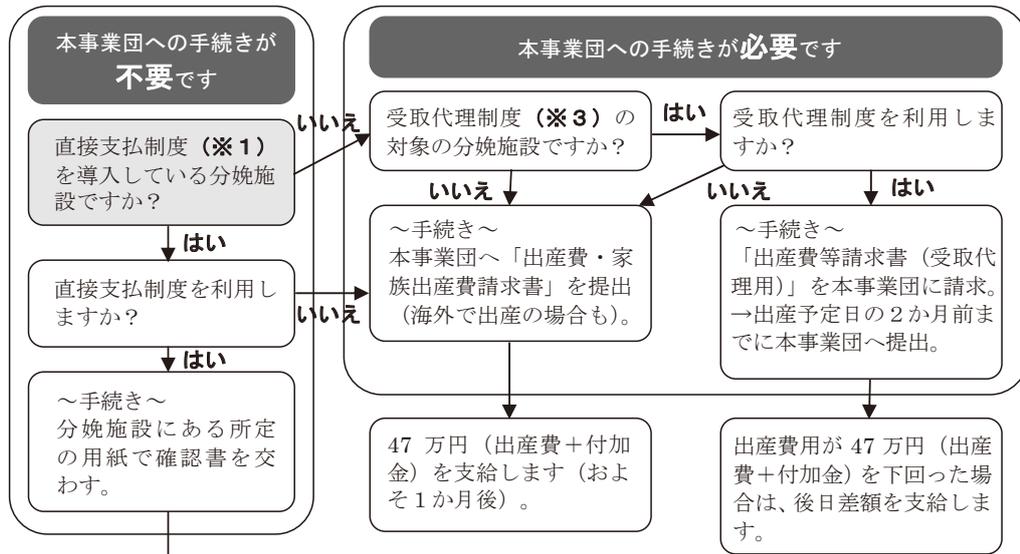
分娩施設が出産費の請求と受け取りを加入者に代行行う点は直接支払制度と同じですが、対象となる分娩施設が限られます。年間の平均分娩取扱件数が一〇〇件以下、又は正常分娩にか

かる収入の割合が五〇%以上の小規模施設である診療所及び助産所で厚生労働省に届け出をしていること等が条件です。

二十三年四月以降の出産から利用で

き、この制度を利用したときの窓口負担は、四二万円（又は三九万円）と付加金五万円の合計額を超えた金額となります。

支給までの流れ



支給額例（産科医療補償制度の対象分娩の場合）

出産費用	本事業団から分娩施設への支払額	窓口負担額	加入者への後日支給額（付加金+差額）
50万円	42万円	8万円	5万円
40万円	40万円	0円	7万円

*後日支給分については、自動的に学校法人等あてに送金します（およそ3か月後、任意継続加入者は本人あて）。

平成二十三年度の掛金率

平成二十三年度の掛金率は、二十三年一月十八日開催の共済運営委員会において了承され、表1のとおりとなりましたのでお知らせします。

1 短期掛金率

①短期給付分掛金率の据え置き

短期掛金率のうち短期給付分掛金率については、将来の短期勘定の推計を行った結果、安定的な財政運営が可能であることから、現行の六・五二％に据え置きます。

②介護分掛金率の改定

介護分掛金率は、厚生労働省からの通知の諸係数を基に介護納付金を算定した結果、前年度より約一三億九千万円増加することとなったため、現行の〇・九一八％を〇・〇六六ポイント引き上げ、〇・九八四％に改定します。

2 長期掛金率

長期掛金率のうち長期給付分掛金率については、共済規程第二十六条に基づき、現行の一・二五八四％を〇・三五四ポイント引き上げ、一・二九三八％に改定します。

3 事務費分掛金率

短期及び長期給付事業の事務に要する費用は、加入者や学校法人等が負担している事務費分掛金で賄っています。その経理を処理する共済業務勘定については、加入者数の増加により事務費分掛金収入が増加傾向となっていくこと、加えて私学事業団の事務経費等の節減効果により支出が減少傾向となっているため、ここ数年利益金が発生しています。

つきましては、加入者及び学校法人等の掛金負担の軽減を図るため、二十三年度以降の事務費分掛金率を現行の〇・二六％を〇・〇五ポイント引き下げ、〇・二一％に改定します。

4 福祉事業分掛金率

特定健康診査・特定保健指導事業（以下「特定健診等事業」といいます）について、二十三年度事業計画において各ガーデンパレスの共済業務課を活用して地域に密着したサービスを展開

表1 平成23年度の掛金率

①40歳以上65歳未満の加入者 () 内は22年度の掛金率 (単位：％)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分(※)	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分(※)	福祉事業分	計	
甲種加入者	6.52	0.984 (0.918)	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	7.684 (7.638)	12.938 (12.584)	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	13.118 (12.784)	20.802 (20.422)
乙種加入者等	6.52	0.984 (0.918)	0.055 (0.08)	0.195 (0.19)	7.754 (7.708)	—	—	—	—	7.754 (7.708)
丙種加入者	—	—	—	—	—	12.938 (12.584)	0.055 (0.08)	0.195 (0.19)	13.188 (12.854)	13.188 (12.854)
任意継続加入者	6.52	0.984 (0.918)	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	7.684 (7.638)	—	—	—	—	7.684 (7.638)

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者 () 内は22年度の掛金率 (単位：％)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分(※)	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分(※)	福祉事業分	計	
甲種加入者	6.52	—	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	6.7 (6.72)	12.938 (12.584)	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	13.118 (12.784)	19.818 (19.504)
乙種加入者等	6.52	—	0.055 (0.08)	0.195 (0.19)	6.77 (6.79)	—	—	—	—	6.77 (6.79)
丙種加入者	—	—	—	—	—	12.938 (12.584)	0.055 (0.08)	0.195 (0.19)	13.188 (12.854)	13.188 (12.854)
任意継続加入者	6.52	—	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	6.7 (6.72)	—	—	—	—	6.7 (6.72)

(区分) 甲種加入者…短期・長期適用者
乙種加入者等…短期のみ適用者 (乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者)
丙種加入者…長期のみ適用者
任意継続加入者…退職後短期のみ適用者

◎掛金の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。

◎都道府県補助金は、標準給与の月額にかかる長期掛金に対して補助されます。賞与等の額にかかる長期掛金に対して補助はありません。

※事務費分掛金率は財務省と協議中です。

し、学校法人等からの健診結果データの提出率の向上のほか、被扶養者等の受診率の向上のために本事業団独自の特定健診等事業を実施することなどを計画しています。

このことによつて、二十三年度以降、特定健診等事業に要する費用の増加が見込まれるため、他の保健事業の実施及び福祉施設の運営に影響を与えることなく、事業を円滑に推進するため、福祉事業分掛金率を現行の〇・二四から〇・〇一ポイント引き上げ、〇・二五％に改定します。

5 短期掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」

二十三年度分特定保険料率に相当する掛金率（高齢者支援金等に充てるための掛金率）は、二・七八％となります。加入者と学校法人等が折半して負担するため、加入者負担分は、一・三九％（二・七八％×二分の一）です。この一・三九％は短期掛金率の内訳を示すものであり、新たな負担が生じるものではありません。

表2は、短期掛金額のうちの加入者が負担する「特定保険料率に相当する掛金額」を標準給与の等級別に示したものです（円未満切り捨て）。

詳しい内容は私学共済事業ホームページをご覧ください。

表2 平成23年度分 短期掛金額のうち特定保険料率に相当する掛金額（加入者負担分の内訳表示）
（単位：円）

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額	短期掛金額 [注]		特定保険料率相当掛金額 1.39% (2.78% × 1/2)
			甲種加入者 3.35% (6.7% × 1/2)	乙種加入者等 3.385% (6.77% × 1/2)	
1	98,000	100,999まで	3,283	3,317	1,362
2	104,000	101,000～ 106,999	3,484	3,520	1,445
3	110,000	107,000～ 113,999	3,685	3,723	1,529
4	118,000	114,000～ 121,999	3,953	3,994	1,640
5	126,000	122,000～ 129,999	4,221	4,265	1,751
6	134,000	130,000～ 137,999	4,489	4,535	1,862
7	142,000	138,000～ 145,999	4,757	4,806	1,973
8	150,000	146,000～ 154,999	5,025	5,077	2,085
9	160,000	155,000～ 164,999	5,360	5,416	2,224
10	170,000	165,000～ 174,999	5,695	5,754	2,363
11	180,000	175,000～ 184,999	6,030	6,093	2,502
12	190,000	185,000～ 194,999	6,365	6,431	2,641
13	200,000	195,000～ 209,999	6,700	6,770	2,780
14	220,000	210,000～ 229,999	7,370	7,447	3,058
15	240,000	230,000～ 249,999	8,040	8,124	3,336
16	260,000	250,000～ 269,999	8,710	8,801	3,614
17	280,000	270,000～ 289,999	9,380	9,478	3,892
18	300,000	290,000～ 309,999	10,050	10,155	4,170
19	320,000	310,000～ 329,999	10,720	10,832	4,448
20	340,000	330,000～ 349,999	11,390	11,509	4,726
21	360,000	350,000～ 369,999	12,060	12,186	5,004
22	380,000	370,000～ 394,999	12,730	12,863	5,282
23	410,000	395,000～ 424,999	13,735	13,878	5,699
24	440,000	425,000～ 454,999	14,740	14,894	6,116
25	470,000	455,000～ 484,999	15,745	15,909	6,533
26	500,000	485,000～ 514,999	16,750	16,925	6,950
27	530,000	515,000～ 544,999	17,755	17,940	7,367
28	560,000	545,000～ 574,999	18,760	18,956	7,784
29	590,000	575,000～ 604,999	19,765	19,971	8,201
30	620,000	605,000～ 634,999	20,770	20,987	8,618
31	650,000	635,000～ 664,999	21,775	22,002	9,035
32	680,000	665,000～ 694,999	22,780	23,018	9,452
33	710,000	695,000～ 729,999	23,785	24,033	9,869
34	750,000	730,000～ 769,999	25,125	25,387	10,425
35	790,000	770,000～ 809,999	26,465	26,741	10,981
36	830,000	810,000～ 854,999	27,805	28,095	11,537
37	880,000	855,000～ 904,999	29,480	29,788	12,232
38	930,000	905,000～ 954,999	31,155	31,480	12,927
39	980,000	955,000～1,004,999	32,830	33,173	13,622
40	1,030,000	1,005,000～1,054,999	34,505	34,865	14,317
41	1,090,000	1,055,000～1,114,999	36,515	36,896	15,151
42	1,150,000	1,115,000～1,174,999	38,525	38,927	15,985
43	1,210,000	1,175,000以上	40,535	40,958	16,819

[注] 短期掛金額には、短期給付分、事務費分及び福祉事業分掛金額を含み、介護分掛金額は含みません(円未満切り捨て)。

採用時の手続き

加入者の資格取得

教職員を採用したときは、採用の日から十日以内に資格取得の報告をしてください。採用した教職員が後期高齢者医療制度の被保険者であっても資格取得の報告は必要です。

なお、四月一日採用予定者は事前受付をご利用ください(本誌二月号参照)。

◆提出する書類

(1)資格取得報告書

①新規資格取得
初めて私立学校(私学共済制度加入校。以下同じ)の教職員となった人

②継続資格取得

前任校を退職した日又はその翌日に後任教で加入者になる人

③再資格取得

過去に私学共済制度に加入した人で、一日以上の期間を空けて再び加入者になる人

※同一法人で複数の学校を有する場合は、必ず所属している学校で「資格取得報告書」を提出してください。

(2)所属学校等変更報告書

同一法人内の別の学校に異動になった人

※複数の学校を有する同一学校法人内で所属に異動があった場合は、必ず

「所属学校等変更報告書」を提出してください。

◆記入上の注意

- (1)氏名欄に外国人氏名を記入するとき
・フリガナ欄↓カタカナで記入し、氏と名の間にスペース二字が必要です。
・漢字欄↓漢字・カタカナ又は大文字のアルファベットで記入し、氏と名の間はスペース一字が必要です。
・氏と名の間のスペースは一か所のみとなります。

(2)基礎年金番号の記入

私学事業団では、提出された「資格取得報告書」の基礎年金番号に基づき、加入者情報を日本年金機構に提供しています。基礎年金番号の記入がない場合、氏名等のフリガナが一字違っていても新規に付番されるため、二重に付番されてしまいます。また、同一人と思われる人がいる場合は、付番済みの可能性があるとして、日本年金機構から加入者あてに「基礎年金番号照会(回答)について」が送付されます。

この回答をしなかった場合、加入者の取得情報をはじめ、その後の異動処理(氏名・住所変更や資格喪失等)についても日本年金機構では収録されないため、国民年金第一号被保険者の資格が喪失されなかったり、将来年金請求

の手続きが複雑になることがあります。

「資格取得報告書」には、必ず本人に基礎年金番号を確認のうえ記入し、基礎年金番号の確認できる書類(基礎年金番号通知書等)の写しを添付してください。

また、「資格取得報告書」に基礎年金番号の記入がない場合(無に○がある場合を除きます)は、確認通知書に「基礎年金番号追加報告書」を同封しますので、記入のうえ提出してください。

(3)住所欄

フリガナも忘れずに記入してください。

◆任意継続加入者が再び私立学校に就職して加入者になるとき

任意継続加入者は、「任意継続加入者資格喪失申出書」に再資格取得する学校名と取得日を記入し提出してください。学校法人等は、「資格取得報告書(再資格取得)の余白に「任継喪失申出書提出済」と朱書きし、提出してください(被扶養者がいる場合は、次項参照)。

被扶養者の認定

採用の際に被扶養者がいるときは「被扶養者認定申請書」に、戸籍謄本など加入者との続柄を確認できる書類や所得証明書など扶養の事実を証明する書類を添付して、必ず資格取得日から三十日以内に提出してください。

なお、資格取得日から三十日を過ぎても申請した場合は、その申請が本事業

団で受理された日(発信日が確認できる場合はその日)が被扶養者の認定日となりますので注意してください。

やむを得ず添付書類が整わないときは、「被扶養者認定申請書」に添付書類が整わない理由書を添えて送付してください。受け付け後、書類不備で返送されますので、添付書類が正しい第一括して再提出ください。

「被扶養者認定申請書」が添付書類の不備で返送された場合、認定の確認後に加入者被扶養者証が交付されます。継続資格取得の場合は、被扶養者に変更がなければ申請は不要です。

※加入者番号がまだ決定されていない場合、「被扶養者認定申請書」の加入者番号欄については、学校番号までを記入してください。

◆被扶養者認定申請時の添付書類

(1)認定に必要な添付書類については、本誌平成二十二年十一月号に掲載している「被扶養者認定申請―ポイントと事例」及び二十二年版「事務の手引」一二五―一四五ページを参照してください。

(2)被扶養者のいる任意継続加入者が再資格取得し、引き続き被扶養者の認定を申請する場合は、「被扶養者認定申請書」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすること、添付書類を省略できます。

(3)他の健康保険制度(国民健康保険を

除く) から、引き続き資格取得する場合

①前の健康保険制度で配偶者や子が被扶養者に認定されていたときは、添付書類を健康保険証又は組合員証の写し、資格証明書(統柄、生年月日が確認できるもの)に省略することができます。

②子のみの認定申請で、学校法人等から扶養手当が支給されない場合は、①のほかに夫婦共同扶養に関する書類も必要です。加入者と配偶者の収入を比較する書類として、加入者の年収見込証明と配偶者の年収見込証明又は前年の源泉徴収票を添付してください。

◆国民年金第三号被保険者の届け出

六十五歳未満の加入者が二十歳以上六十歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、国民年金第三号被保険者の届け出を同時に提出してください。

加入者証が届く前に保険診療を受けるとき

(1)加入者番号が決定している場合又は被扶養者として認定された場合

学校法人等の代表者が加入者に「療養資格証明書」(事務の手引)八八ページ参照)を交付することができます。加入者番号等は共済事業本部又は各ガーデンパレス(東京・京都を除く)の共済業務課に問い合わせてください。

(2)加入者番号が未決定の場合

医療機関の窓口では、いったん全額自費負担となります。この場合、診療に要した費用のうち、保険診療に該当する分については療養費や家族療養費として現金給付されますので、「診療報酬額収済証明書」に医師の証明を受け、「療養費・家族療養費請求書」に添付して請求してください。

継続資格取得者の福祉事業

◆積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、積立貯金は一時留保の取り扱いとなります。新たな加入者番号が決まり次第「積立復活届書」を提出することにより、積み立てを再開できます。

◆積立共済年金・共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となります(手続き不要)。

なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

◆貸付け

(1)一般・教育・結婚・災害・医療貸付
住宅貸付以外の貸付けを利用して

る人が継続資格取得した場合、後任校を通じて「異動報告書」を提出すれば、後任校でも引き続き定期償還できます(事務の手引)九六〇ページ参照)。

(2)住宅貸付

住宅貸付を利用している人が前任校から退職手当等が支給される場合は、継続資格取得をしても、前任校は住宅貸付の未償還額を支給額から控除し、即時償還しなければなりません。

なお、前任校の退職手当等で全額償還できない場合や、同一県内の退職金財団加盟校間の異動などの事情で退職手当等が前任校から支給されない場合、継続資格取得した後任校で定期償還を続けることができます。借受人は、前任校と後任校を通じて、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き

イ 前任校の資格喪失報告を確認すると、本事業団から「即時償還通知書」と「払込取扱票」が送付されます。
ロ 前任校の退職手当等の額が、即時償還額より多い場合は、イにより償還額を払い込んでください。後任校での償還はできません。

ハ 退職手当の額が即時償還額よりも少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明」(書式は任意、要学校印)を作成し、イを添付し、提出してください。折り返し本事業団から支給額に応じた即時償還額の通知等を送付します。

で、償還額を控除して学校法人等が払い込んでください。

二 前任校と後任校が同一県内の退職金財団に加盟しているため、退職手当等が支給されないときは、「退職手当引継証明」(退職手当を後任校に引き継ぐ旨を記入したもの。書式は任意、要学校印)にイを添付し、提出してください。

ホ その他の事情で退職手当が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」(書式は任意、要学校印)にイを添付し、提出してください。

②後任校の手続き

イ 次の書類を作成し、提出してください。

- ・「異動報告書」
- ・「退職手当引当承諾書」
- ・「団体信用生命保険申込書兼告知書(だんしん告知書)」(団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合。未適用者の新たな申し出は不可)

ロ 異動報告を確認すると、即時償還を取り消して定期償還を継続した旨を通知します。この際に、前任校で定期償還していない月分の「払込取扱票」を個別に作成し送付しますので、借受人から償還額等を預かり、後任校が払い込んでください。

なお、借受人に、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、ご説明ください。



〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 ご照会の際は、学校番号、加入者番号をお手元にご用意ください。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

共済事業本部の代表電話が繋がりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

平成23年3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届け出にかかる事前受付を3月1日(火)から実施しています。

加入者証等は毎週2回の決定後に順次発送します。詳しくは、本誌2月号をご覧ください。

受付期間	3月1日以降
決定日	受け付けから8~10日後の火曜日・金曜日
発送日	決定日から3日後(土・日・祝日を除く)

- 受け付けから加入者証等の発送までの**事務処理におおむね2週間(標準処理期間)**が必要になります。
- 標準処理期間中は、処理状況に関する照会を控えていただくようお願いします。
- 3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、**4月1日以降**に該当者に渡してください。
- 例年、取得時給与の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。

共済定期保険の配当金の送金

平成22年度配当金の送金は6月下旬の予定です。22年10月1日現在の共済定期保険加入者に配当します。現在届け出ている指定金融機関(保険料振替口座)の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合には、**4月8日(金)**までに「振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

なお、期限までに変更申出書の提出がない場合は、配当金の送金が遅れるだけでなく、後期保険料の振り替えができず、脱退となることもありますので、ご注意ください。

平成23年度の任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額

任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額は平成23年4月から381,000円に変更となります。

なお、23年度の「任意継続掛金早見表」及び「任意継続加入者用介護分掛金早見表」は、3月上旬に送付する予定です。

様式用紙等の請求

様式用紙等の一部は私学共済事業ホームページからダウンロードができます。「様式用紙等のダウンロード」コーナーをご利用ください。

なお、用紙請求専用ファクシミリをご利用の際には、①学校名②学校記号番号③郵便番号・住所④電話番号⑤担当者名⑥用紙名(様式番号不要)⑦必要数を明記してください。

相談窓口	様式用紙等の請求専用FAX	
広報相談センター相談室	03(3813)1081	
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1149
	福岡ガーデンパレス	092(713)3581

3月の共済業務スケジュール

1日(火)	資格事前受付開始
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 2月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 4月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(火)	貯金 送金 貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	掛金 2月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 3月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(木)	掛金 2月調定分納期限 貸付 4月22日送金申し込み締め切り 共済定期保険 退職脱退申出締め切り

4月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 3月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 5月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

「月報私学」特集記事 「魅力あふれる学校づくりを目指して」の記事募集

「月報私学」では、標記の特集記事を募集しています。学校で取り組んでいる様々な改革事例を投稿して下さる方、又は執筆者をご紹介して下さる方をお待ちしております。本年度2月号までに掲載した特集記事は右記のとおりです。

大学のみならず専修学校や幼稚園の改革事例も募集しておりますので、詳しくは私学事業団ホームページの「刊行物」コーナー (http://www.shigaku.go.jp/g_kanko.htm) をご覧ください。ご応募お待ちしております。

〒102-8145
千代田区富士見 1-10-12
日本私立学校振興・共済事業団 企画室
☎03 (3230) 7810・7811
Eメール kikaku@shigaku.go.jp

アーカイブ

- 22年11月号 (No.155)
大学を中心とした金沢の魅力創出 金澤月見光路プロジェクト
学校法人 金沢工業大学
- 22年12月号 (No.156)
新潟県大学魅力アップ支援プロジェクト
新潟県 総務管理部文書私学課
- 23年1月号 (No.157)
連携して取り組む質の高い教員養成で魅力づくり
学校法人 村崎学園
- 23年2月号 (No.158)
地域との多面的連携で豊かなフィールドづくり
学校法人 酪農学園
社会を動かす人になる～全寮制で育まれる「社会人基礎力」・「人間力」
学校法人 海城学園

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
☎03 (3230) 1321 (代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

助成業務貸付金残高証明書の発行

助成業務の貸付金残高証明書については、貸付残高のある全学校法人に対し、平成23年3月31日現在の貸付残高証明書1部を4月下旬から5月上旬に送付する予定です。

貸付残高のある法人においては、発行願を提出する必要はありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、理事長印を押印した「残高証明書の発行願」(A4判)と返信用封筒(切手を貼付したもの)をご提出ください。

- ①22年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合
- ②22年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、22年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

【会計監査人への残高証明書の発行】

会計監査人あての残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる場合には、残高証明書発行願にあたる「確認依頼状」(公認会計士協会所定様式)と、送付先の監査人の住所・名称(氏名)を明記した返信用封筒(表書に「学校法人〇〇学園監査資料」・「学校法人番号」を併記し、切手を貼付したもの)をご提出ください。

融資部 融資課
☎03 (3230) 7869～7871
Eメール yushi@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内
(平成23年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内(振込依頼書)」を使用し、「電信扱い」にしてください。
 - ②償還金は、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください(設置学校ごとに分割しての振り込みは、ご遠慮ください)。
- ※特に3月は約定償還月にあたります。遺漏のないようお取り計らいください。

融資部 融資課
☎03 (3230) 7869～7871
Eメール yushi@shigaku.go.jp

「自己診断チェックリスト」を
ご活用ください

平成22年度版「自己診断チェックリスト」を私学事業団ホームページ (http://www.shigaku.go.jp/s_center_checklist22.htm) に掲載しています。

大学・短期大学編及び高等学校編ともに、21年度決算等に基づくデータ更新を行い、より見やすくなるよう改訂しています。また、PDF版だけでなく、エクセル版も提供していますので、用途に合わせてお使いください。

自法人の経営状態の把握や経営改善に向けた取り組みにぜひお役立てください。

私学経営情報センター 経営支援室
☎03 (3230) 7830・7832
Eメール shien@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

私学事業団は、学生の就職活動を応援します！

私学事業団では、学生の就職活動を応援する一環として、各ガーデンパレスで就活応援プラン（宿泊パック）をご用意いたしました。

就活応援プランとして、通常価格より割安な宿泊料金のうえ、特典もご用意しております。

主要な駅から程近いガーデンパレス（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）を就職活動の拠点としてぜひご利用ください。



詳しくは、各ガーデンパレスのホームページをご覧ください。

ガーデンパレス

検索

融資事業のご案内

平成23年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成23年3月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.8	年% 1.2	年% 0.9
【特別施設費】 寄宿舍、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.9	1.3	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.7
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	1.2	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧費、公害対策費等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含まれます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、
 長期借入・固定金利・元金措置（最大2年間）・元金均等返済です。

2月上旬より、借入希望調書で23年度融資のご希望を照会させていただいています。
 「安心で安定感ある」事業団融資を積極的にご活用ください。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp



関西看護医療大学

本学は、兵庫県淡路島唯一の大学です。建学の精神「一隅を照らす」を持った看護師の養成に努めています。